

一般廃棄物処理業許可証

住 所 島田市島118番地1

氏 名 有限会社 塚本商店

代表取締役 塚本 和成

生年月日 昭和62年12月19日

令和6年2月28日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年2月28日

焼津市長 中野 弘道



記

- | | |
|--------------|--|
| 1 許可業務 | 一般廃棄物の収集・運搬 |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物を除く） |
| 3 有効期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 4 作業区域 | 焼津市内 |
| 5 許可の条件 | ①取扱一般廃棄物は可燃ごみ及び不燃ごみとする。 ②一般廃棄物の保管は禁止する。 ③特定家庭用機器とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。 ④ごみが飛散したり、汚水が漏れないような運搬用具で収集運搬すること。 ⑤実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。 ⑥毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。 |